

ディプロマ・ポリシーと対応科目

<博士課程前期>

数学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 数学における幅広い学識と高度な研究能力及び専門的能力を有している。	数学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 数学において、深い専門性と共に、異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。	数学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 数学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 国際・地域社会、産業界や他の科学分野に生じる課題を数理的にとらえ、分析することができ、多分野の専門家と協働して、「持続可能な発展を導く科学」の創出により、社会の課題解決に向けて取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 数学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 数学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

物理学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 理学の基盤学問としての物理学の最先端の専門的知識を有している。	物理学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 物理学の深い専門性と共に、関連する異分野に対する理解力を有し、それらを融合して課題を発見する能力を有している。	物理学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 物理学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、「持続可能な発展を導く科学」の創出により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 物理学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 物理学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

地球惑星システム学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 地球惑星科学における高度な研究力と専門技術を身に付け、異分野とも関連させて地球惑星をシステムとして捉える能力を有している。	地球惑星システム学プログラム専門科目 他プログラム専門科目	18 単位以上履修 2 単位以上履修
② 地球惑星科学の深い専門性と共に、関連する異分野に対する理解力を有し、それらを融合して課題を発見する能力を有している。	地球惑星システム学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 地球惑星システム学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、地球惑星システム学の観点から「持続可能な発展を導く科学」の創出により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 地球惑星システム学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 地球惑星システム学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

基礎化学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 基礎化学における高度な研究力と専門技術を有している。	基礎化学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 基礎化学の深い専門性と共に、異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。	基礎化学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 基礎化学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、「持続可能な発展を導く科学」の創出により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 基礎化学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 基礎化学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

応用化学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 応用化学における高度な研究力と専門技術を有している。	応用化学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 応用化学の深い専門性と共に、異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。	応用化学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 応用化学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、技術の社会実装により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 応用化学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 応用化学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

化学工学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 化学工学における高度な研究力と専門技術を有している。	化学工学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 化学工学の深い専門性と共に、異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。	化学工学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 化学工学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、「技術の社会実装により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 化学工学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 化学工学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

電気システム制御プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 電気システム制御分野の核となる電気工学・システム工学における高度な研究力と専門技術を有している。	電気システム制御プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 電気システム制御分野の核となる電気工学・システム工学の深い専門性と共に、異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。	電気システム制御プログラム専門科目 他プログラム専門科目 電気システム制御特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、技術の社会実装により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 電気システム制御特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 電気システム制御特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

機械工学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 機械工学における高度な研究力と専門技術を有している。	機械工学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 機械工学の深い専門性と共に、異分野に対する理解力を有し、それらを融合・連携させる応用力と実践力、課題発見能力を有している。	機械工学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 機械工学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して、技術の社会実装により、社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 機械工学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解、異分野への情報発信能力、国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 機械工学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

輸送・環境システムプログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 輸送システム工学, 環境システム工学における高度な研究力と専門技術を有している。	輸送・環境システムプログラム専門科目	18 単位以上履修
② 輸送システム工学, 環境システム工学の深い専門性と共に, 異分野に対する理解力を有し, それらを融合・連携させる応用力と実践力, 課題発見能力を有している。	輸送・環境システムプログラム専門科目 他プログラム専門科目 輸送・環境システム特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して, 技術の社会実装により, 社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目 (社会性) 輸送・環境システム特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解, 異分野への情報発信能力, 国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目 (国際性) 研究科共通科目 (社会性) 輸送・環境システム特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

建築学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 建築学における高度な研究力と専門技術を有している。	建築学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 建築学の深い専門性と共に, 異分野に対する理解力を有し, それらを融合・連携させる応用力と実践力, 課題発見能力を有している。	建築学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 建築学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して, 技術の社会実装により, 社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目 (社会性) 建築学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解, 異分野への情報発信能力, 国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目 (国際性) 研究科共通科目 (社会性) 建築学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

社会基盤環境工学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 社会基盤環境工学の核となる構造工学, 土木環境学, 防災工学における高度な研究力と専門技術を有している。	社会基盤環境工学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 社会基盤環境工学の核となる構造工学, 土木環境学, 防災工学の深い専門性と共に, 異分野に対する理解力を有し, それらを融合・連携させる応用力と実践力, 課題発見能力を有している。	社会基盤環境工学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 社会基盤環境工学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して, 技術の社会実装により, 社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目 (社会性) 社会基盤環境工学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解, 異分野への情報発信能力, 国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目 (国際性) 研究科共通科目 (社会性) 社会基盤環境工学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

情報科学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 情報科学における高度な研究力と専門技術を有している。	情報科学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 情報科学の深い専門性と共に, 異文化に対する理解力を有し, それらを融合・連携させる応用力と実践力, 課題発見能力を有している。	情報科学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 情報科学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の専門家と協働して, 技術の社会実装により, 社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目 (社会性) 情報科学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解, 異分野への情報発信能力, 国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目 (国際性) 研究科共通科目 (社会性) 情報科学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

量子物質科学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 物質基礎科学, 物性物理学, 物性工学, 電子工学を基礎にした高度な研究力と専門技術を有している。	量子物質科学プログラム専門科目	18 単位以上履修
② 深い専門性と共に, 異分野に対する理解力を有し, それらを融合・連携させる応用力と実践力, 課題発見能力を有している。	量子物質科学プログラム専門科目 他プログラム専門科目 物質基礎科学特別演習 A または電子工学特別演習 A 物質基礎化学特別演習 B または電子工学特別演習 B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 いずれか 2 単位履修 いずれか 2 単位履修
③ 多分野の専門家と協働して, 「持続可能な発展を導く科学」の創出や技術の社会実装などにより, 社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目 (社会性) 量子物質科学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解, 異分野への情報発信能力, 国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目 (国際性) 研究科共通科目 (社会性) 物質基礎科学プレゼンテーション演習または電子工学プレゼンテーション演習 量子物質科学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 いずれか 2 単位履修 必修

理工学融合プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 中核となる基盤分野である, 自然環境・自然災害, 総合物理, 情報システム環境, 開発技術, 及びその融合分野における高度な研究力と専門技術を有している。	理工学融合プログラム専門科目	16 単位以上履修
② 中核となる自然環境・自然災害, 総合物理, 情報システム環境, 開発技術分野の深い専門性を基盤としながら, 自然指向型思考と人間指向型思考の両視点に立つことで融合分野に対する理解力を有し, 自然と人間との共生・共存のための応用力と実践力, 課題発見能力を有している。	理工学融合プログラム専門科目 他プログラム専門科目 情報科学特別演習 A, B	18 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
③ 多分野の高度専門職業人と協働して, 「持続可能な発展を導く科学」の創出や技術の社会実装などにより, 社会の課題解決に取り組む能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目 (社会性) 理工学融合特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と研究倫理の理解, 異分野への情報発信能力, 国際的・学際的なコミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目 (国際性) 研究科共通科目 (社会性) 理工学融合特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

博士課程後期

数学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 数学における専門知識の応用，分析，評価ができ，それらを統合して創造する能力，及び学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 数学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 数学の深い専門性と共に，国際的・学際的な視野に立った学識を備え，それらを融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	数学特別研究	必修
③ 産業界や他の科学分野に生じる課題を数理的にとらえ，分析することができ，多分野の専門家と協働して，「持続可能な発展を導く科学」の創出により，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 数学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 数学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

物理学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 理学の基盤学問としての物理学の卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 物理学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 物理学の深い専門性と共に，学際的視野と社会実践能力を兼ね備え，異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	物理学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して，「持続可能な発展を導く科学」の創出により，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 物理学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 物理学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

地球惑星システム学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 地球惑星科学における卓越した研究力と専門技術を身に付け、異分野とも関連させて地球惑星をシステムとして捉える能力を有している。	地球惑星システム学特別研究	必修
② 地球惑星科学の深い専門性と共に、学際的視野と社会実践能力を兼ね備え、異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	地球惑星システム学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して、地球惑星システム学の観点から「持続可能な発展を導く科学」の創出により、社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 地球惑星システム学特別研究	各区分1単位以上履修 2単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理、異分野への情報発信能力、高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 地球惑星システム学特別研究	1単位以上履修 2単位以上履修 必修

基礎化学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 基礎化学における卓越した研究力と専門技術を有し、学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 基礎化学特別研究	1単位以上履修 必修
② 基礎化学の深い専門性と共に、学際的視野と社会実践能力を兼ね備え、異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	基礎化学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して、「持続可能な発展を導く科学」の創出により、社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 基礎化学特別研究	各区分1単位以上履修 2単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理、異分野への情報発信能力、高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 基礎化学特別研究	1単位以上履修 2単位以上履修 必修

応用化学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 応用化学における卓越した研究力と専門技術を有し、学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 応用化学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 応用化学の深い専門性と共に、学際的視野と社会実践能力を兼ね備え、異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	応用化学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して、技術の社会実装により、社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 応用化学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理、異分野への情報発信能力、高度な国際的・学際コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 応用化学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

化学工学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 化学工学における卓越した研究力と専門技術を有し、学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 化学工学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 化学工学の深い専門性と共に、学際的視野と社会実践能力を兼ね備え、異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	化学工学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して、「技術の社会実装により、社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 化学工学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理、異分野への情報発信能力、高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 化学工学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

電気システム制御プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 電気システム制御分野の核となる電気工学・システム工学における卓越した研究力と専門技術を有し、学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 電気システム制御特別研究	1 単位以上履修 必修
② 電気システム制御分野の核となる電気工学・システム工学の深い専門性と共に、学際的視野と社会実践能力を兼ね備え、異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	電気システム制御特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して、「技術の社会実装により、社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 電気システム制御特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理、異分野への情報発信能力、高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 電気システム制御特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

機械工学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 機械工学における卓越した研究力と専門技術を有し、学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 機械工学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 機械工学の深い専門性と共に、学際的視野と社会実践能力を兼ね備え、異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	機械工学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して、「技術の社会実装により、社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 機械工学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理、異分野への情報発信能力、高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 機械工学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

輸送・環境システムプログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 輸送システム工学，環境システム工学における卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 輸送・環境システム特別研究	1 単位以上履修 必修
② 輸送システム工学，環境システム工学の深い専門性と共に，学際的視野と社会実践能力を兼ね備え，異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	輸送・環境システム特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して，技術の社会実装により，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 輸送・環境システム特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 輸送・環境システム特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

建築学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 建築学における卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 建築学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 建築学の深い専門性と共に，学際的視野と社会実践能力を兼ね備え，異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	建築学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して，技術の社会実装により，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 建築学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 建築学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

社会基盤環境工学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 社会基盤環境工学の核となる構造工学，土木環境学，防災工学における卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 社会基盤環境工学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 社会基盤環境工学の核となる構造工学，土木環境学，防災工学の深い専門性と共に，学際的視野と社会実践能力を兼ね備え，異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	社会基盤環境工学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して，技術の社会実装により，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 社会基盤環境工学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な技術者倫理，多様性の尊重を身に付けているとともに，国内外で牽引的な高度専門職業人または研究者として活躍するために必要な高いコミュニケーション能力と実践能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 社会基盤環境工学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

情報科学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 情報科学における卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 情報科学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 情報科学の深い専門性と共に，学際的視野と社会実践能力を兼ね備え，異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	情報科学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して，技術の社会実装により，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 情報科学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 情報科学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

量子物質科学プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 物理基礎科学，物性物理学，物性工学，電子工学における卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 量子物質科学特別研究	1 単位以上履修 必修
② 物理基礎科学，物性物理学，物性工学，電子工学の深い専門性と共に，学際的視野と社会実践能力を兼ね備え，異分野を融合・連携させた課題発見能力及び解決能力を有している。	量子物質科学特別研究	必修
③ 多分野の専門家と協働して，「持続可能な発展を導く科学」の創出や技術の社会実装などにより，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 量子物質科学特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 量子物質科学特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

理工学融合プログラム

ディプロマ・ポリシー	対応科目	修了要件等での担保
① 中核となる基盤分野である，自然環境・自然災害，総合物理，情報システム環境，開発技術，及びその融合分野における卓越した研究力と専門技術を有し，学術成果を国内外に発信する能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 理工学融合特別研究	1 単位以上履修 必修
② 中核となる自然環境・自然災害，総合物理，情報システム環境，開発技術分野の深い専門性を基盤としながら，自然指向型思考と人間指向型思考の両視点に立つことで異分野を融合・連携させ，自然と人間との共生・共存のための課題発見能力，解決能力及び社会実践能力を有している。	理工学融合特別研究	必修
③ 多分野の高度専門職業人と協働して，「持続可能な発展を導く科学」の創出や技術の社会実装などにより，社会の課題解決を先導する能力を有している。	大学院共通科目 研究科共通科目（社会性） 理工学融合特別研究	各区分 1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修
④ 科学的論理性と高潔な研究者倫理，異分野への情報発信能力，高度な国際的・学際的コミュニケーション能力を有している。	研究科共通科目（国際性） 研究科共通科目（社会性） 理工学融合特別研究	1 単位以上履修 2 単位以上履修 必修

○広島大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 78 号)

広島大学職員就業規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
第 2 章 任免
 第 1 節 採用(第 5 条—第 9 条)
 第 2 節 評価(第 10 条)
 第 3 節 昇任(第 11 条)
 第 4 節 異動(第 12 条・第 13 条)
 第 5 節 休職(第 14 条—第 17 条)
 第 6 節 退職(第 18 条—第 21 条)
 第 7 節 降任, 解雇(第 22 条—第 24 条)
 第 8 節 退職者の責務等(第 25 条—第 27 条)
第 3 章 給与(第 28 条)
第 4 章 服務(第 29 条—第 36 条の 2)
第 5 章 労働時間, 休日及び休暇等(第 37 条—第 41 条)
第 6 章 研修(第 42 条)
第 7 章 賞罰(第 43 条—第 47 条)
第 8 章 安全・衛生(第 48 条・第 49 条)
第 9 章 出張(第 50 条)
第 10 章 福利・厚生(第 51 条・第 52 条)
第 11 章 災害補償(第 53 条)
第 12 章 退職手当(第 54 条)
第 13 章 規則の解釈等(第 55 条)
附則

第 1 章 総則

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 21 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。), 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)その他の法令の定めるところによる。
- (定義等)

第2条 この規則において「職員」とは、大学に勤務するすべての者(次条各号に掲げる者を除く。)をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(適用範囲)

第3条 次の各号に掲げる者の就業に関し必要な事項は、それぞれ当該各号に掲げる規則の定めるところによる。

(1) 生物生産学部附属練習船豊潮丸に乗船勤務する者 広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)

(2) 第20条の規定により再雇用する者 広島大学再雇用職員就業規則(平成16年4月1日規則第80号)

(3) 専門的業務又は特定分野の業務に専ら従事させるために期間を定めて雇用する者(労働契約法(平成19年法律第128号。以下「労契法」という。)第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した者(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2の規定により読み替えられる者を含む。))を含む。) 広島大学契約職員就業規則(平成16年4月1日規則第101号)

(4) 臨時的若しくは季節的業務に従事させるために雇用する者又は大学の学生の身分を有する者(労契法第18条の規定に基づき期間の定めのない労働契約へ転換した者を含む。)(前号に掲げる者を除く。) 広島大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日規則第102号)

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考によるものとする。

2 職員の採用に関し必要な事項は、広島大学職員任免規則(平成16年4月1日規則第81号。以下「任免規則」という。)で定める。

(赴任)

第6条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う場合等やむを得ない事由があると大学が認めたときは、採用の日から1週間以内に赴任するものとする。

(配置)

第7条 職員の配置は、大学の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次に掲げる労働条件に係る事項を記載した文書を交付するとともに、その他法令の定める労働条件について口頭又は文書で明示する。

- (1) 給与に関する事項(昇給の有無を含む。)
- (2) 労働契約の期間に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項
- (6) 退職に関する事項
- (7) 退職手当の有無
- (8) 賞与の有無

2 前項に掲げる事項について変更がある場合は、その内容について口頭又は文書で明示する。

(試用期間)

第9条 新たに採用した職員の試用期間は、その採用の日から起算して6月間(教諭については1年間)とし、その間その職務を良好な成績で遂行したときに本採用するものとする。ただし、大学が必要と認めるときは、試用期間を短縮し、若しくは延長し、又は設けないことがある。

2 大学は、前項の試用期間において、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本採用せず、解雇する。

- (1) 勤務成績が不良なとき。
- (2) 心身に故障があるとき。
- (3) その他職員としての適格性を欠くとき。

3 第23条第3項及び第24条の規定は、前項の規定に基づき試用期間中の者を解雇しようとする場合に準用する。ただし、試用期間が14日を経過していない者を解雇しようとする場合は除く。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

5 試用期間に関し必要な事項は、任免規則で定める。

第2節 評価

(勤務成績の評定)

第10条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第11条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

2 昇任に関し必要な事項は、任免規則で定める。

第4節 異動

(異動)

第12条 大学は、業務の都合により、職員に配置換、併任又は在籍出向(以下「異動」という。)を命じることがある。

- 2 異動を命じられた職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)は、教育研究評議会の審査の結果を踏まえたものでなければ、その意に反して配置換又は在籍出向を命じられることはない。
- 3 配置換又は在籍出向を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、指定された期日までに、業務の引継ぎを完了し、上司にその旨を報告しなければならない。
- 4 第6条の規定は、配置換及び在籍出向を命じられた場合に、これを準用する。
- 5 配置換及び併任の取扱いに関し必要な事項は、任免規則で定める。
- 6 在籍出向に関し必要な事項は、広島大学職員出向規則(平成16年4月1日規則第84号)及び広島大学クロスアポイントメント制度に関する規則(平成27年3月24日規則第54号)で定める。

(転籍出向)

第13条 大学は、業務の都合により、職員に転籍出向を命じることがある。

- 2 前項の場合において、大学は、当該職員の同意を得なければならない。

第5節 休職

(休職)

第14条 職員(試用期間中の者を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の療養を要するとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
- (4) 学校、研究所、病院その他の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (5) 国又は特定独立行政法人の委託を受け、前号に規定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (6) 職員が研究成果の活用や経営参加等のため、営利企業その他の団体の職を兼ね、又はその営利企業等の事業に協力若しくは関与する必要がある、かつ、大学における職務に従事することができないと認められるとき。
- (7) 日本国が加盟している国際機関及び外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣するとき。
- (8) その他休職にすることが適当と認められるとき。

第15条 前条第1号及び第3号から第8号までに規定する事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第2号の事由による休職の期間は、原則としてその事件が裁判所に係属する間とする。

第15条の2 前2条に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、任免規則又は広島大学職員の国際機関等への派遣に関する規則(平成16年4月1日規則第85号)で定める。

(復職)

第16条 休職中に休職事由が消滅した職員は、速やかに復職させるものとする。ただし、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされた場合は、この限りでない。

2 休職の期間が満了した職員(第14条第1号の事由による休職者で、なお心身の故障が治ゆせず就業が困難なものを除く。)は、復職するものとする。

(休職中の者の身分等)

第17条 休職中の職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の職員は、休職にされたときの職位又は休職中に異動した職位を保有するものとする。

3 前項の規定は、当該職位を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

第6節 退職

(定年)

第18条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、教員(教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。以下この条において同じ。)の定年は、満65歳とする。

2 前項の規定にかかわらず、教員は、自らの意思により、満63歳又は満64歳を定年として選択し、届け出ることができるものとする。

3 職員は、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

(定年の特例)

第19条 前条の規定にかかわらず、大学が特に必要と認める場合には、その職員(前条第2項の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続いて勤務させることができる。

2 大学は、前項の期限が到来する場合において、特に必要と認める場合には、2年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して5年を超えることはできない。

(定年後の再雇用)

第20条 第18条の規定による退職者(同条第1項ただし書の適用を受ける職員を除く。)で、引き続き再雇用を希望するものについては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等の措置として、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、再雇用することができる。

(退職)

第 21 条 職員は、第 18 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職するものとし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て大学が承認したとき。
- (2) 退職の申出をした日から起算して 14 日を経過したとき。
- (3) 早期退職制度により退職を届け出て大学が承認したとき。
- (4) 任期又は雇用期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了し、再任又は更新されなかったとき。
- (5) 第 14 条第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに規定する事由により休職とした者について、その休職の期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき。
- (6) 大学の役員に就任したとき。
- (7) 大学の要請により第 3 条第 3 号に掲げる規則の適用を受けることとなったとき。
- (8) 死亡したとき。

2 早期退職制度に関し必要な事項は、広島大学職員の早期退職に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 86 号)で定める。

第 7 節 降任, 解雇

(降任)

第 22 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 組織の改廃など、経営上又は業務上やむを得ない事由によるとき。
- (4) 職員が降任を申し出たとき。
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

2 降任に関し必要な事項は、任免規則で定める。

(解雇)

第 23 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (2) 第 44 条に規定する懲戒事由に該当するとき。
- (3) 勤務実績が著しく不良で、改善又は向上の見込みがなく、他の職務にも転換できないなど、職務を遂行できないとき。
- (4) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由による事業活動の縮小により、剰員を生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
- (6) 広島大学のテニユア・トラック制に関する規則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 10 号)に基づき雇用され、テニユア・トラック期間に労契法第 18 条の規定に基づき期間の定めのない労働契約への転換の申込みをしたにもかかわらず、テニユア審査の結果、テニユアを付与しなかったとき。
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

- 2 前項の規定による解雇を行う場合においては、30日前までにその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合、所轄労働基準監督署の認定を受けて第45条第1号に定める懲戒解雇をする場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇をする場合は、この限りでない。
- 3 前項本文に定める予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 4 前2項の規定による解雇に際し、解雇を予告された職員が、解雇予告日から解雇日まで之間において解雇理由を記載した文書の交付を請求した場合は、大学は遅滞なく解雇理由証明書を交付するものとする。
- 5 解雇に関し必要な事項は、任免規則で定める。

(解雇制限)

第24条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては、解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治ゆせず労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 分娩予定日から起算して6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内の期間、
出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間及びその後30日間

第8節 退職者の責務等

(退職後の責務)

第25条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らすてはならない。

- 2 退職し、又は解雇された者が、離職後2年間、離職前5年間の職務と密接な関係がある営利企業の役員に就く場合は、大学に申し出るものとする。

(借用物品の返還等)

第26条 職員が退職し、又は解雇された場合は、大学から借用している物品を速やかに返還するとともに、指定された期日までに、業務の引継ぎを完了し、上司にその旨を報告しなければならない。

(退職証明書の交付)

第27条 労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第3章 給与

(給与)

第28条 職員の給与に関し必要な事項は、広島大学職員給与規則(平成16年4月1日規則第88号)及び広島大学年俸制職員給与規則(平成26年3月26日規則第27号)で定める。

第4章 服務

(誠実勤務義務)

第29条 職員は、法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実に職務に従事しなければならない。

2 職員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

第30条 職員は、関係法令を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 大学の名誉若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名誉を毀損すること。

(2) 大学の秩序及び規律を乱すこと。

(遵守事項)

第32条 職員は、次の事項を守らなければならない。

(1) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。

(2) 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するときは、大学の許可を受けなければならない。

(3) 大学の情報資産の安全性及び信頼性を確保し、社会的信用の失墜を防がなければならない。

(4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

(6) 学校を代表してなす行為として、特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行ってはならない。

(7) 児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

(8) 学内で放送・宣伝・集会、文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為を行うときは、あらかじめ大学に届け出なければならない。ただし、学内の秩序・風紀を乱すおそれがある場合には、施設等の使用を認めないことがある。

(9) 大学の許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品の売買を行ってはならない。

(兼業)

第33条 職員は、大学の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、広島大学職員兼業規則(平成16年4月1日規則第89号)で定める。

(倫理)

第34条 職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、広島大学職員倫理規則(平成16年4月1日規則第90号)で定める。

(ハラスメントの防止)

第35条 職員は、ハラスメントをいかなる形でも行ってはならない。

2 ハラスメントの防止等に関しては、広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)の定めるところによる。

(知的所有権)

第36条 知的所有権に関しては、広島大学職務発明規則(平成16年4月1日規則第112号)の定めるところによる。

(公益通報)

第36条の2 公益通報に関しては、広島大学における公益通報の取扱いに関する規則(平成18年3月14日規則第20号)の定めるところによる。

第5章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第37条 職員の労働時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、広島大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年4月1日規則第91号)で定める。

(育児休業等)

第38条 子の養育を必要とする職員は、大学に申し出て育児休業又は育児部分休業を取得することができる。

2 育児休業及び育児部分休業に関し必要な事項は、広島大学職員育児休業規則(平成16年4月1日規則第92号)で定める。

(介護休業等)

第39条 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業を取得することができる。

2 介護休業及び介護部分休業に関し必要な事項は、広島大学職員介護休業規則(平成16年4月1日規則第93号)で定める。

(大学院修学休業)

第40条 職員(教授、准教授、講師、助教、助手及び教頭を除く。)は、大学の許可を受けて、自らの資質の向上を図ることを目的として、大学院の課程等に在学しその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

2 大学院修学休業に関し必要な事項は、広島大学職員大学院修学休業規則(平成16年4月1日規則第94号)で定める。

(国際貢献活動休業)

第 40 条の 2 職員は、大学の許可を受けて、国際貢献に資することを目的として、外国における奉仕活動に参加するための休業(以下「国際貢献活動休業」という。)をすることができる。

2 国際貢献活動休業に関し必要な事項は、広島大学職員国際貢献活動休業規則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 62 号)で定める。

(配偶者同行休業)

第 40 条の 3 職員は、大学の承認を受けて、外国での勤務等の事由により外国に居住又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)をすることができる。

2 配偶者同行休業に関し必要な事項は、広島大学職員配偶者同行休業規則(平成 30 年 3 月 27 日規則第 42 号)で定める。

(公民権行使の保障)

第 41 条 職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行するために必要な時間を請求した場合においては、これを保障する。ただし、公民権行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

2 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に立候補しようとするときは、あらかじめ、その旨を大学に届け出なければならない。

3 職員は、国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職に就任しようとするときは、その旨を大学に届け出なければならない。

第 6 章 研修

(研修)

第 42 条 職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 職員の研修に関し必要な事項は、広島大学職員研修規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 95 号)で定める。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 43 条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合は、これを表彰する。

2 職員の表彰に関し必要な事項は、広島大学職員表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 96 号)で定める。

(懲戒)

第 44 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をしたとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があつたとき。
- (5) 大学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。

- (6) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (7) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (8) その他この規則により遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第45条 職員の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇 原則として予告期間を設けずに即時に解雇する。
- (2) 諭旨解雇 退職願を提出するよう勧告し、これに従わない場合は懲戒解雇とする。
- (3) 懲戒休職 3月を超え6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 停職 11日以上3月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (5) 出勤停止 1日以上10日以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (6) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を上限とし、その総額が一給与計算期間の給与総額の10分の1を上限として給与から減ずる。
- (7) 戒告 将来を戒める。

(退職し、又は解雇された職員の在職中の非違行為に対する措置)

第45条の2 職員が退職し、又は解雇された後において、その在職中に第44条の規定による懲戒の事由に該当する行為をしたことが判明したときは、当該退職又は解雇の日から1年以内に限り、当該行為について前条各号に定める懲戒に相当する量定を認定することができる。

第45条の3 前3条に定めるもののほか、職員の懲戒等に関し必要な事項は、広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)で定める。

(訓告等)

第46条 第45条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書による訓告又は文書若しくは口頭による嚴重注意を行うことができる。

(自宅待機)

第46条の2 大学は、次のいずれにも該当すると判断する場合は、大学による処分の決定又は処分の効力が発生するまでの間、職員に自宅待機を命じることができる。

- (1) 職員の行為が第45条第1号から第4号までの懲戒に該当するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 職員が出勤することにより、正常な業務の遂行に支障を来すとき、又は構成員へ与える影響が大きいとき。

(損害賠償)

第47条 職員が故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全・衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第48条 大学は、職員の心身の健康増進及び危険防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員の安全・衛生管理に関しては、広島大学安全衛生管理規則(平成16年4月1日規則第113号)の定めるところによる。

(協力義務)

第49条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、大学が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。

第9章 出張

(出張)

第50条 職員は、大学が業務上必要があると認める場合に出張することができる。

2 職員の出張に関し必要な事項は、広島大学旅行規則(平成16年4月1日規則第98号)で定める。

第10章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第51条 職員宿舎に関しては、広島大学職員宿舎規則(平成16年4月1日規則第114号)の定めるところによる。

(構内駐車場利用基準)

第52条 職員の構内駐車場の利用に関しては、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)の定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第53条 職員が業務上又は通勤途上において、災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進並びに職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによるもののほか、広島大学職員災害補償規則(平成16年4月1日規則第99号)で定める。

第12章 退職手当

(退職手当)

第54条 職員の退職手当に関し必要な事項は、広島大学職員退職手当規則(平成16年4月1日規則第100号)で定める。

第13章 規則の解釈等

(規則の解釈等)

第55条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員のうち用務員の定年については、第 18 条第 1 項本文の規定にかかわらず、当分の間、満 63 歳とする。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 53 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 49 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に再雇用する者については、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 3 条及び第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 28 日規則第 116 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日規則第 54 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教務職員の廃止の際現に教務員として在職する者であって、引き続き助教又は助手に配置換えとなったものの定年については、その者が教員でない職員としての定年を希望した場合は、その者を教員でない職員とみなして第 18 条の規定を適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 52 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 63 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 73 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 18 条第 1 項の規定中「満 65 歳」とあるのは、昭和 24 年 4 月 1 日までに生まれた者にあつては「満 64 歳」と読み替えるものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 24 日規則第 82 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 28 条及び第 54 条の改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 102 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 27 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 40 号)

この規則は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、この規則による改正後の広島大学職員就業規則第 54 条の規定は、平成 26 年 11 月 25 日から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規則第 128 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日規則第 26 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に現に広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の一部を改正する規則(平成 31 年 1 月 24 日規則第 10 号)による改正前の広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の規定に基づき雇用されているテニユア・トラック教員については、この規則による改正後の広島大学職員就業規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 34 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

先進理工系科学研究科(博士課程前期)修了までのスケジュール

学年	4月 入学	10月 入学	学 生	指導教員グループ	プログラム教員会 教授会等
第1年次	4月	10月	オリエンテーション ガイダンス 「研究倫理教育(大学院生 Basic)」受講 「研究題目届」提出 履修計画検討 研究計画立案	履修計画立案助言	教育研究目標周知
	10月	4月	履修計画検討 「研究計画概要」提出	指導教員了承 履修計画指導 研究計画指導 履修計画指導	「研究題目届」承認 「研究計画概要」受理
	11~ 12月	5~ 6月	中間発表 研究計画再考	中間発表指導 研究計画指導	
	2月	7月	「研究計画概要」再提出		「研究計画概要」受理
第2年次	4月	10月	履修計画検討 修士論文執筆計画立案	履修計画指導 論文執筆計画 指導・助言	
	9月	3月	「研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))」受講 「修士論文概要」提出	「研究倫理教育受講 修了証」交付	「修士論文概要」承認
	10月	4月	履修計画検討 修士論文作成	履修計画指導 論文執筆指導	審査委員会編成
	1月	7月	修士論文提出 「修士論文要旨」提出	論文審査	
	2月	8月	修士論文口頭発表会 (公開審査) 最終試験		審査委員会 合否判定
	3月	9月	要件単位修得 課程修了・学位取得		最終合否判定

博士論文基礎力審査で修了する場合

学年	4月 入学	10月 入学	学 生	リーディングプログラ ム機構運営会議等	プログラム教員会 教授会等
第2年次	10月	4月	「博士論文研究基礎力審査申 請書」の提出		
	12~ 2月	6~ 8月		博士論文研究基礎力審 査	
	2月	8月		合否判定	最終合否判定
	3月	9月	課程修了・学位取得		

先進理工系科学研究科(博士課程後期)修了までのスケジュール

学年	4月 入学	10月 入学	学 生	指導教員グループ	プログラム教員会 教授会等
第1年次	4月	10月	オリエンテーション ガイダンス 「研究倫理教育(大学院生 Basic)」受講 「研究題目届」提出	履修計画立案 助言	教育研究目標周知
			履修計画検討 研究計画立案	指導教員了承 履修計画指導 研究計画指導	「研究題目届」承認
	10月 11～ 12月	4月 5～ 6月	履修計画検討 中間発表	履修計画指導 中間発表指導	
	3月	8月	「研究計画概要」提出	研究計画指導	「研究計画概要」受理
第2年次	4月	10月	履修計画検討 研究計画立案	履修計画指導 研究計画指導	
	11～ 12月 3月	5～ 6月 8月	中間発表 「研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))」受講 (第3年次の前半までに 終える) 「博士論文概要」提出	中間発表指導 「研究倫理教育 受講修了証」交付 研究計画指導	「博士論文概要」受理
第3年次	10月	4月	「博士論文予備審査願」 提出		「博士論文予備審査願」受理 予備審査委員会編成
	11月	5月	博士論文概要・草稿 提出		
	12月	6月	予備審査会	予備審査 審査結果報告	予備審査合否判定 博士論文受理 審査委員会編成
	1月	7月	博士論文等提出		
	1～ 2月	7～ 8月	論文審査会(公開) 博士論文本製本等提出	論文審査 審査結果報告	審査委員会合否判定 最終合否判定
	3月	9月	課程修了・学位取得		